

# 認証申請する方に

## ～認証の流れ～

### ○申請書の提出

#### 1 申請書

事務局に申請用紙を請求後、認証ミーティング3ヶ月前迄に提出

#### 2 概況報告書（申請書に付随）

過去1年間のメンテナンス患者など書式にしたがって記載し、提出

※ 歯科医師の数に比べて経験のある歯科衛生士が極端に少ない、あるいは転換後の経験年数や患者年齢構成など診療所の特徴を踏まえて、カリエスリスク検査の実施件数、メンテナンス患者率が極端に少ないなど、プレゼンテーション時に不合格となる可能性が高い場合には書類申請時にその旨説明する。

### ○患者アンケート調査の実施

- 認証申請時の患者アンケートは、一定期間に診療所を受診したすべての患者について一定数のアンケート調査用紙を配布し、郵送にて回収する。
- 50%以上の回収率、回答者の多くが「う蝕や歯周病が予防可能な病気であることやメンテナンスの意義について」理解していること、リスクコントロールとメンテナンスケアを受けたいと希望する人すべてに実施していること、が確認できること。

※上記の条件を満たさない場合は、改めて患者アンケート調査を実施し、条件をクリアした後に認証ミーティングで報告する。

### ○認証ミーティングでの発表

#### 1 申請した診療所概況申告について合理的な説明

#### 2 メンテナンスケアに関して蓄積したデータにもとづく考察

#### 3 リスクコントロールとメンテナンスケアが行なわれること

が示されることが期待される。

（細則「2. 申請条件」が満たされていることを示すことが期待される）

審査基準は、発表に求められる必要条件であり、「う蝕のリスク管理」「歯周病の治療とリスク管理」に重きが置かれている。貴診療所における症例（う蝕および歯周病について初診からメンテナンスにいたるまで）各1例提示することが望まれる。これら以外に診療の考え方と実績を示す症例を含むことはより望ましい。

（具体的には細則「6. プレゼンテーション審査基準」参照のこと）

※審査結果が認証の基準に見えない場合は、審査員が改善すべき点を明示し、それに対し審査後3年以内に改善が示された場合は、その時点で認証することとする。

## 「健康を守り育てる歯科診療所」の認証に関する細則

本会は、以下の条件を満たす診療施設を「健康を守り育てる歯科診療所」として認証する。この認証は、「健康を守り育てる歯科診療所」に求められる最低限の条件を満たす医療機関であることを本会が認証するものである。この認証は、個々の診療施設を対象とし、法人格（医療法人）あるいは施設開設者、運営者を認証するものではない。

### 1. 「健康を守り育てる歯科診療所」認証の考え方と目的

健康指向の高い患者は、現在のところ統計的に歯科診療所の全初診来院患者の3割程度と考えられる。実際には、このような患者にさえ適切なメンテナンス管理は行われていない。そこで、そのような患者に対して、患者自身の口腔内の情報を的確に伝え、進んでリスクコントロールを行い、定期的な管理を行うことを「健康を守り育てる歯科診療所」の最低必要条件と考え、そのような実績のある診療所を認証する。この認証は、このような医療を渴望する患者のアクセスの改善を図り、転居などに伴うトランスファーの便宜を図ることを目的としている。また、学会が、共通のプロトコルに従って大規模の患者データ、定期管理データを集め、健康を守り育てる歯科医療が実際に患者の生涯の利益となっており、また臨床的、経済的に価値の高い医療であることを立証するための研究に資する。

### 2. 申請条件

別に掲げる診療所ステップアップガイド（同封）を参考に、次の4つのカテゴリにおける目標を一定程度達成したときに認証申請をすることができる。

- A. チーム医療の確立を進める
- B. 診断情報を分かりやすく患者に提供する
- C.D. 患者固有のリスクについて患者の気づきと行動変容を促し、成果が得られている
- E. メンテナンスシステムを確立する

目に見える指標としては、定期的メンテナンスに必要な以下の検査と資料の管理がほぼルーティンにできていること。ただし、この基準は画一的ではなく、検査法やその内容は、診療形態の特性に応じて適切な方法を選択するものとする。

- ・規格性のあるデンタルエックス線撮影  
デンタルエックス線写真に代えて精度の高いデンタルパノラマエックス線写真を用いることも許容される
- ・規格性のある口腔内写真撮影
- ・カリエスリスク検査
- ・歯周組織検査
- ・臨床検査データの管理

その結果が定期的メンテナンス率として表れていること。

目安として総患者数の約30%に対して定期的メンテナンスを行っていること。

また、患者による評価を客観的に把握するために、患者アンケートを実施すること。

### 3. 認証条件

上記の申請条件を満たしていることが、プレゼンテーションにより明らかで、患者アンケート<sup>\*2</sup>によっても「知らない」を「知っている」に変えていることが確認できるとき、申請診療所は認証を受けることができる。

患者アンケートは、回収率が50%以上あり、内容の如何にかかわらず公表できることを認証条件とする。

認証の評価方法は次のとおりである。

- ・コアメンバーは、このミーティングに出席し、プレゼンテーションを審査する。
- ・審査には、外部の有識者を加え、本会事業の理解を広める一助とする。

**\*2 患者さんによる診療所評価アンケート**

う蝕と歯周病が容易に予防できる疾患であることを正しく情報提供しているか、それがどの程度患者さんに理解されているかを直接患者さんに尋ねることが第一の目的です。同時に患者さんの診療および診療所に対する評価を尋ねていますが、これらの結果は他の診療所が受けた平均値をベンチマークとすると、客観的な診療所自己評価となり、スタッフおよび院長にとって貴重な経営資料となります。月間平均患者数の半数または200枚を配布し、無記名で事務局あて（料金受取人払い）で郵送する形式で行います。

調査心得：決められた日から患者を選別せず、できるだけ全ての来院患者に調査用紙をお渡しいただきます。なおアンケート用紙、返信封筒および料金受取人払い郵送料、集計費用などを実費として負担していただきます（資料送付時に事務局よりご請求します）。

#### **4. 認証の更新**

認証診療所は、1年に1回、前年度の匿名化された初診患者の実態を示すデータ（Doプロジェクト調査1）を提出する。（毎年4月）これをもって更新条件とする。

#### **5. 健康を守り育てる歯科診療所リストの公表**

認証された診療所は、順次公開する。リストは、学会のインターネット・ホームページに認証に係わる説明とともに公表する。診療所の情報公開の趣旨を理解するメディアは、この情報を引用・転載することができる。

#### **6. 認証プレゼンテーションの審査基準**

プレゼンテーションには、医療機関の沿革、ロケーション、設備、スタッフの簡単な紹介と最低直近3年間の総患者数、メンテナンス患者の検査データと独自の分析、そこに含まれる症例（メンテナンスの効果を評価するに足る口腔内写真、検査値の推移を含む）が提示されなければならない。プレゼンテーションは、前もって公表された審査基準\*3に従って採点される。

**\*3 認証プレゼンテーション審査基準**

プレゼンテーションは、以下の審査基準を前提に評価可能な形式に組み立てていただきます（プレゼンテーションの構成もほぼこの順序としてください）（審査、採点基準表添付）

#### **7. その他**

<クレーム>

認証され公開された診療所に関する患者からのクレームは事務局で受け入れる。内規として年3回以上クレームのあった診療所は、審査の上、公開中止を検討する。

（平成15年3月9日施行、平成19年2月25日改正、平成25年2月13日事務局修正）